

平成21年度
国の施策及び予算に関する重点提案

平成20年7月 指定都市

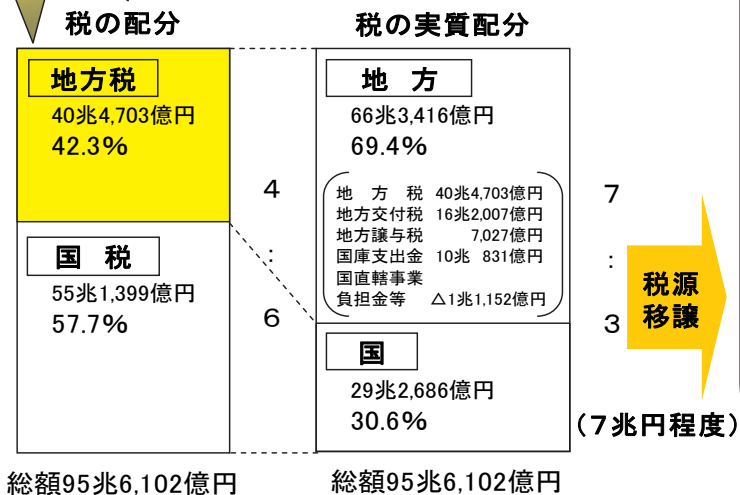
- 1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- 4 道路特定財源の一般財源化のあり方
- 5 国庫補助負担金の改革
- 6 地方交付税の改革
- 7 新たな大都市制度の創設
- 8 生活保護制度の抜本改革
- 9 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

国・地方における租税の配分状況(平成20年度)

税の配分の
抜本的な
是正が必要!

《現状》



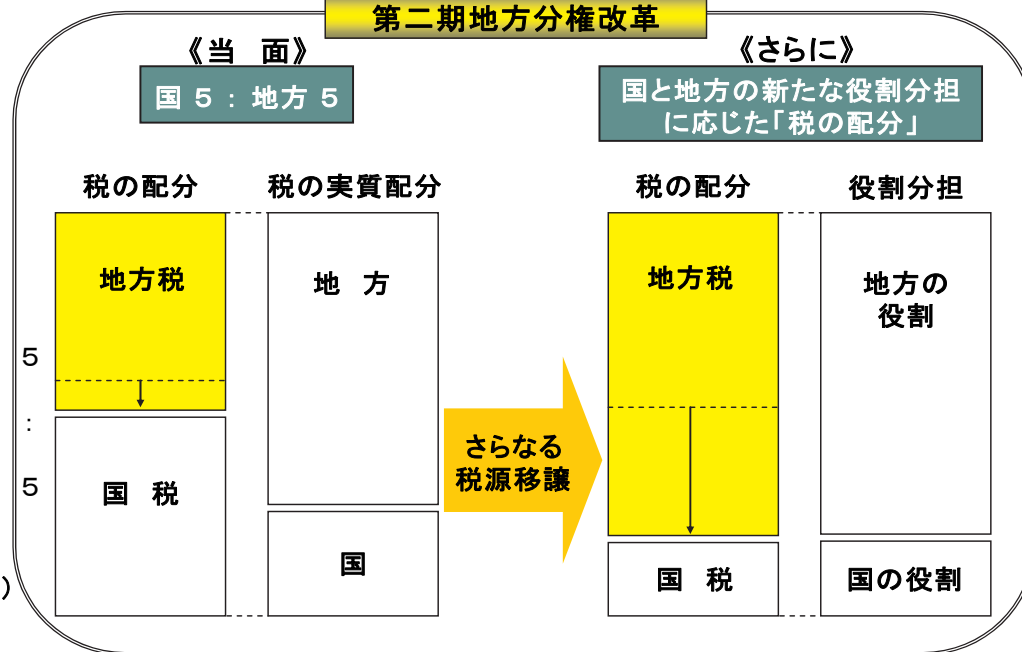
第二期地方分権改革

《当面》

国 5 : 地方 5

《さらに》

国と地方の新たな役割分担
に応じた「税の配分」



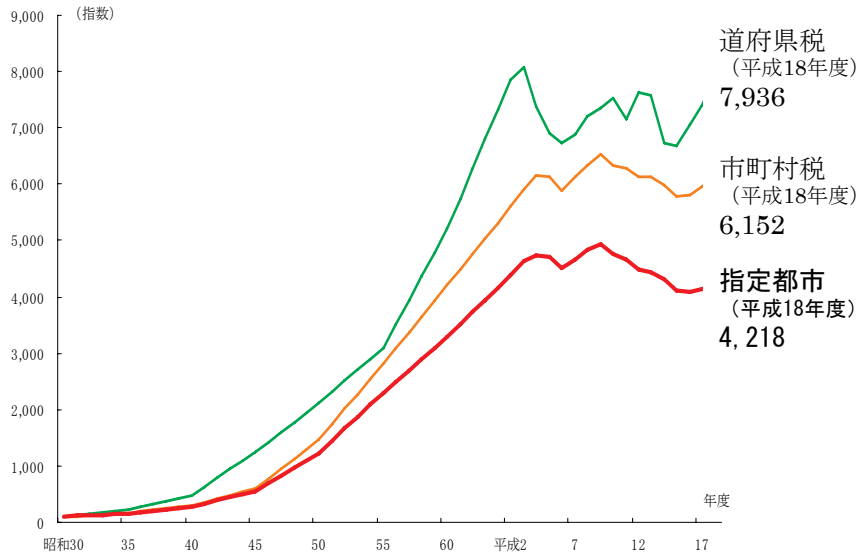
【指定都市の提案】

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5:5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

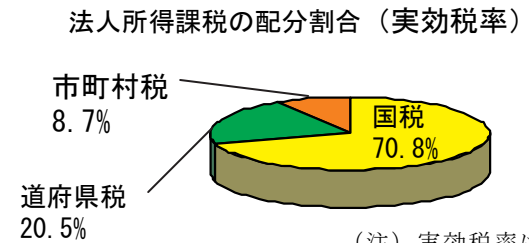
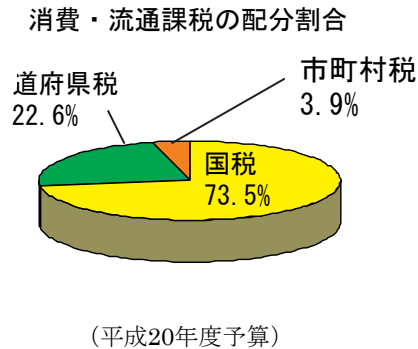
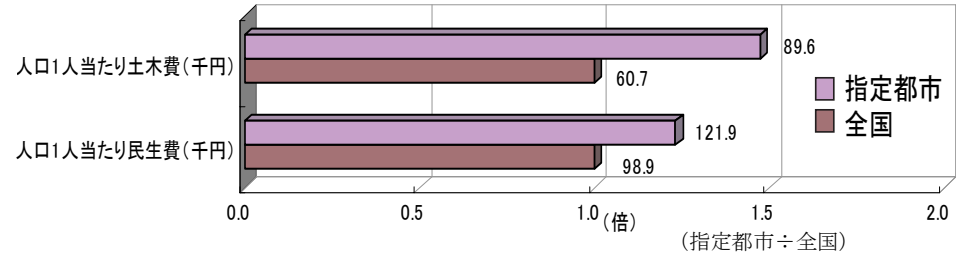
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

人口1人当たり税収の伸びの実態（昭和30年度：100）



注) 平成2年度以前は5ヵ年ごと、平成2年度以降は各年度ごとの決算ベースでの推移

都市的財政需要（全国平均との比較）



(注) 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
 (注) 地方法人特別税は、税体系の抜本的改革までの暫定措置であり、その税収は、全額都道府県に譲与される。

都市的税目の配分割合が極めて低い！

【指定都市の提案】

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

受益（指定都市から）と 負担（道府県税）の関係にねじれ

指定都市の市民は

☆ 行政サービスは、指定都市から

受益（大都市特例事務）

★ その**負担**は「道府県への納税」

道府県に代わって指定都市が負担する経費を

「道府県税から市税への
税源移譲（大都市特例税制）」で

措置すべき

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- ・ 児童福祉
- ・ 母子家庭
- ・ 結核予防
- ・ 民生委員
- ・ 老人福祉
- ・ 都市計画
- ・ 身体障害者福祉
- ・ 母子保健
- ・ 土地区画整理事業
- ・ 生活保護
- ・ 食品衛生
- ・ 屋外広告物規制
- ・ 行旅病人、死亡人・墓地埋葬等規制
- ・ 社会福祉事業
- ・ 環境衛生規制
- ・ 知的障害者福祉
- ・ 精神保健

個別法に基づくもの

- ・ 土木出張所
- ・ 衛生研究所
- ・ 定時制高校人件費
- ・ 国道・道府県道の管理
- ・ 道府県費負担教職員の任免研修
- 等

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

平成19年度予算に基づく概算

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

4,506億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国道・道府県道の管理等

2,935億円

税制上の
措置不足額

1,571億円

税制上の措置済額

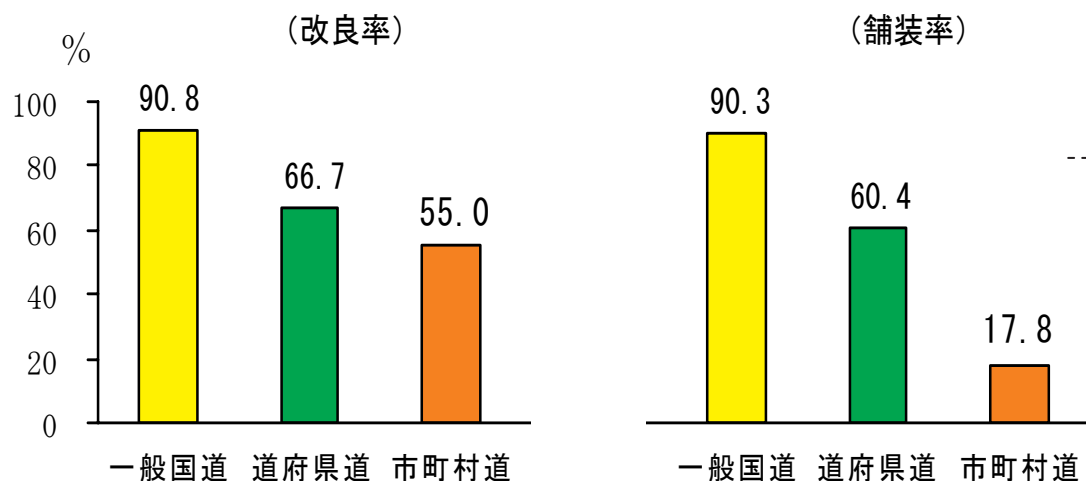
道府県費負担教職員給与費が指定都市の負担とされると・
その影響額はさらに約8,400億円拡大!!(平成17年度決算)

【指定都市の提案】

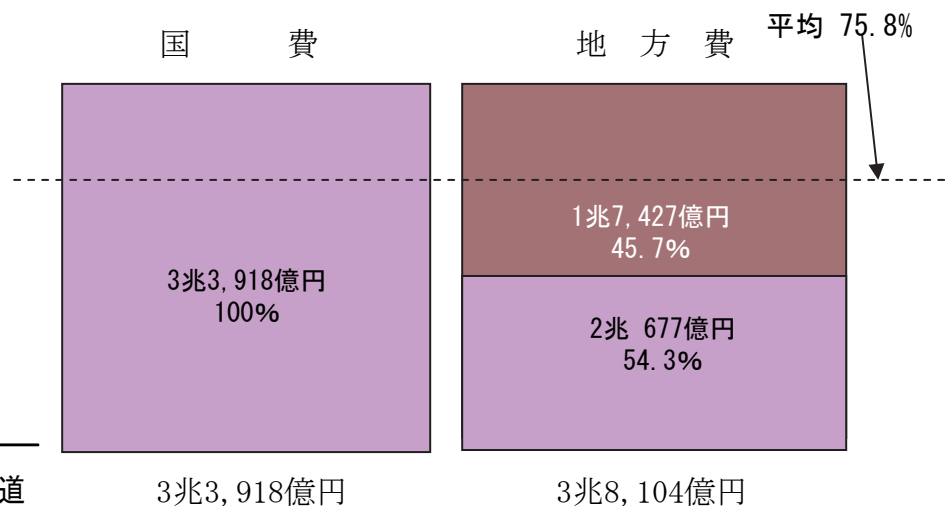
道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

4 道路特定財源の一般財源化のあり方

道路整備状況（平成18年4月1日）



(参考) 道路整備事業費における国費・地方費別財源内訳
(平成20年度予算)



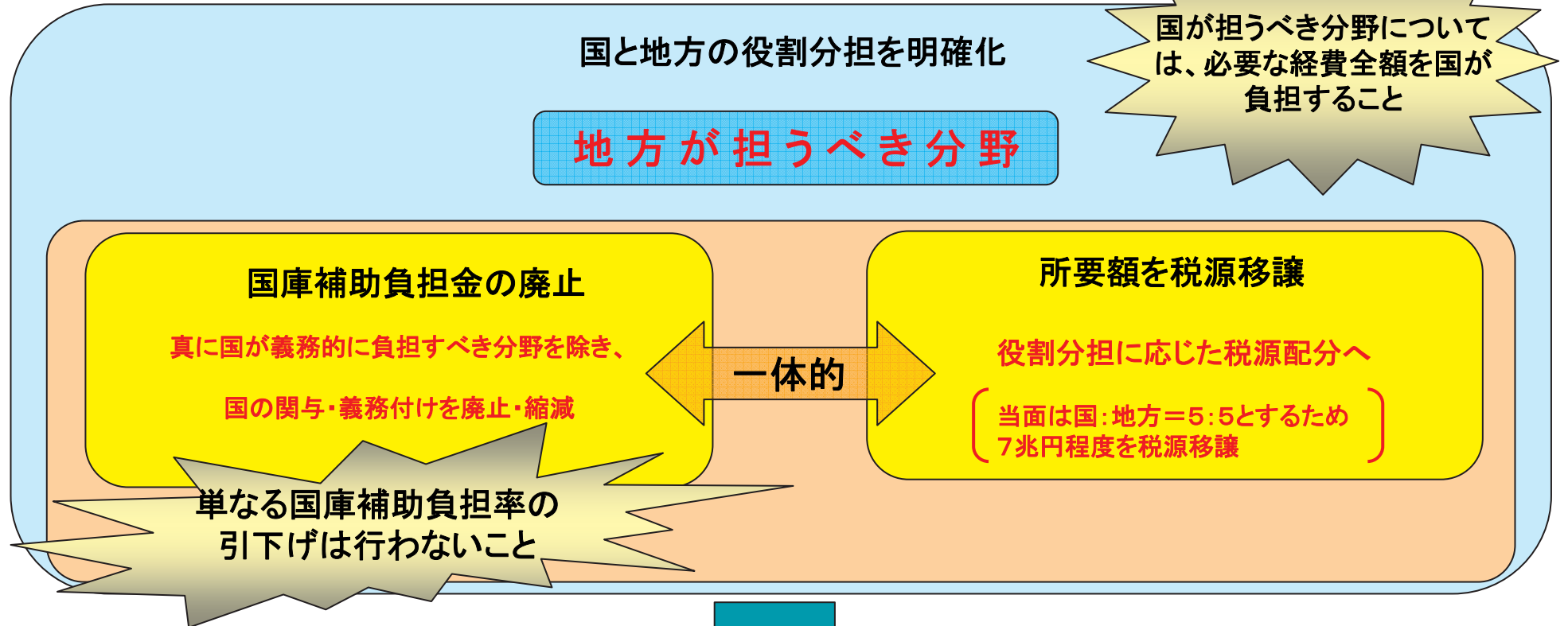
■ : 税、地方債など
■ : 道路特定財源

道府県道・市町村道の整備状況は遅れている！

【指定都市の提案】

道路特定財源の一般財源化にあたっては、地方の道路整備や財源配分の状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るとともに、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、地方分権の趣旨に合致した改革を進めること。

5 国庫補助負担金の改革



【指定都市の提案】

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

6 地方交付税の改革

地方交付税は地方固有の財源

「地方交付税は、地方の固有財源である。」

平成17年2月15日衆議院本会議 小泉内閣総理大臣発言

地方財源不足額

地方交付税等

約20兆円

法定5税分等

約15兆円

20年度地方財政計画

法定率の
引上げで
対応を！

大都市特有の財政需要

- 大都市の事務配分の特例に基づく財政需要
(=道府県に代わって行う事務)
- 大都市への人口、産業経済の集中による財政需要
(=日本の中核機能としての役割)

【指定都市の提案】

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

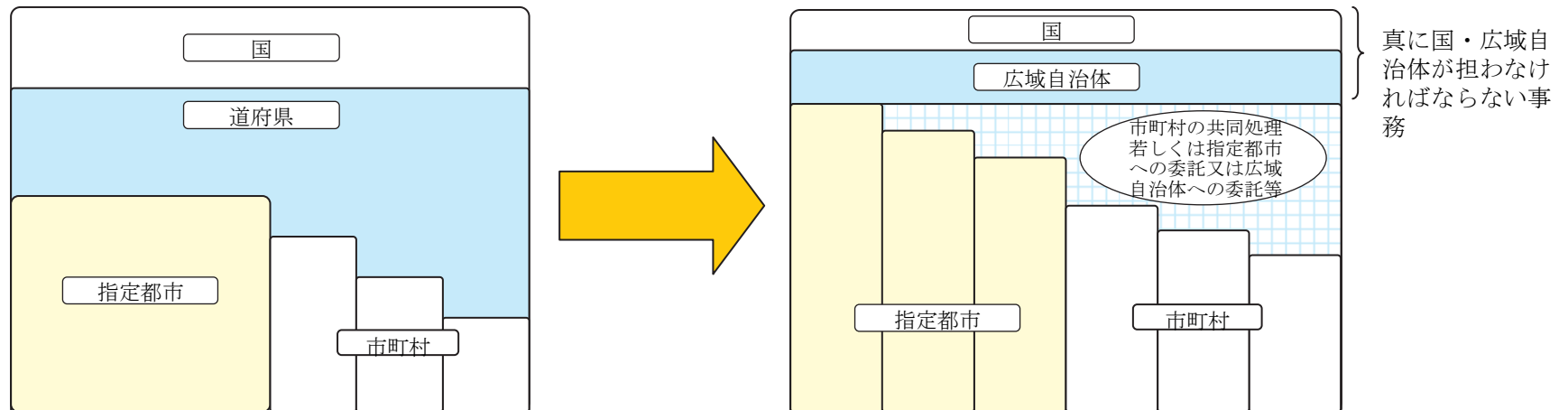
7 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度の問題点

- 大都市への事務配分が特例的・部分的 ⇒ 一体的・総合的な行政運営が困難
- 役割分担に応じた税財源措置がない ⇒ 大都市特例事務の所要額に対する措置不足
- ⇒ 大都市特有の財政需要に対応できない
- ⇒ 画一的な市町村税制
- 道府県との間の役割分担があいまい ⇒ 「二重行政」の弊害

大都市の機能を十分に
発揮できる
新たな大都市制度の創設

国・道府県・基礎自治体の行政体制の概念図



【指定都市の提案】

現行の指定都市制度を抜本的に見直し、一元的・総合的な事務権限と役割分担に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設すること。

8 生活保護制度の抜本改革

新たなセーフティネットのイメージ

生活保護制度

憲法の理念に基づき、国の責任において全ての国民に最低限度の生活を保障し、あわせて保護を受ける者の自立を助長することを目的とするもの

現状

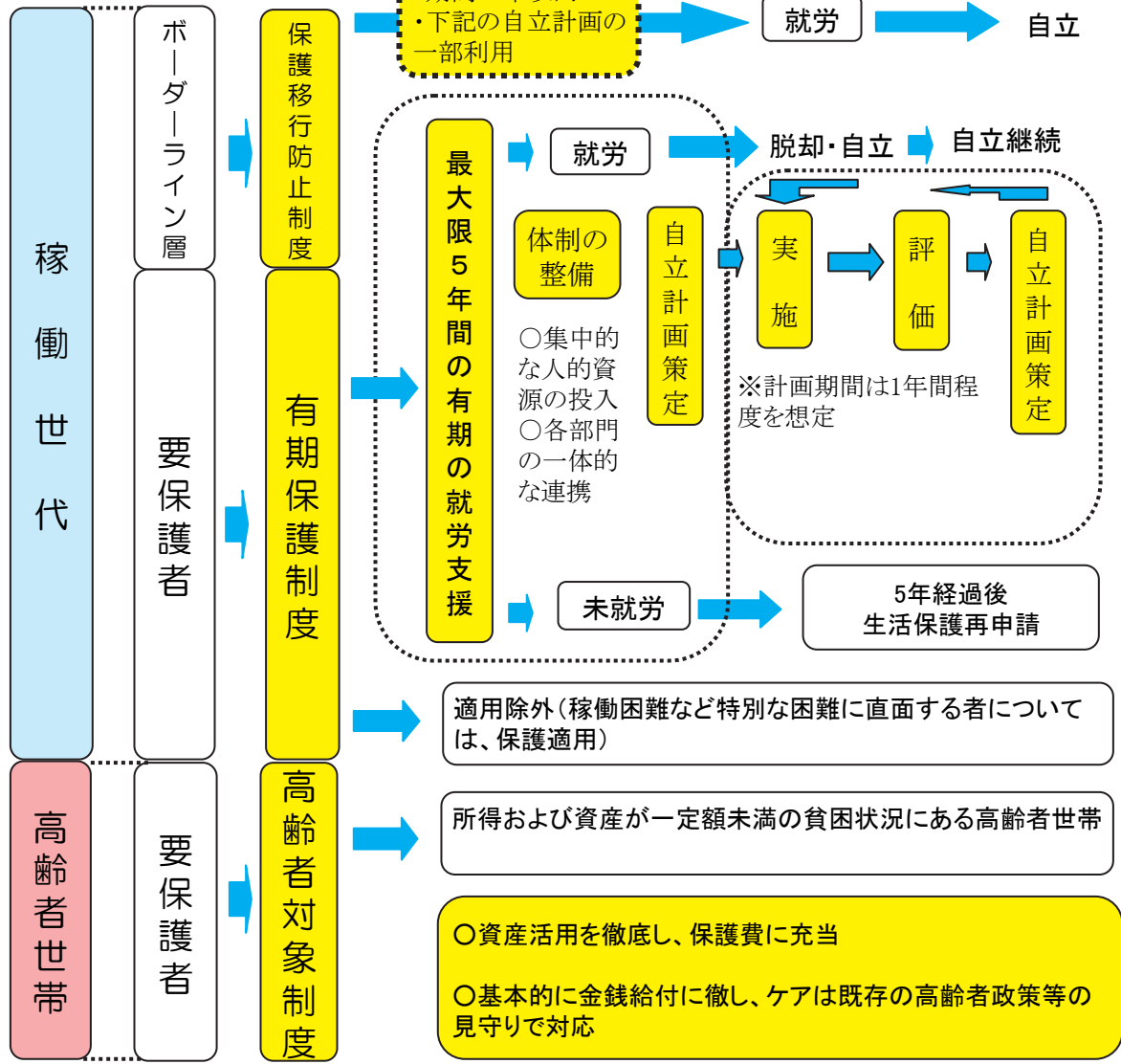
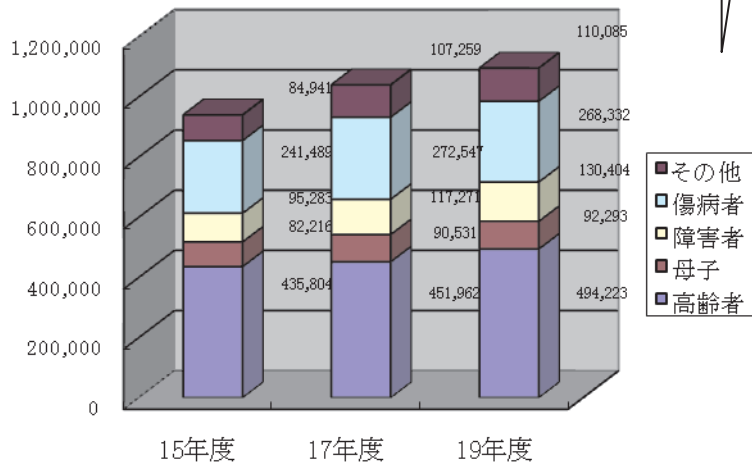
- ・被保護世帯の増加
- ・扶助費の約半分を占める医療扶助

課題

- ・自立困難な高齢者層の拡大
- ・稼働年齢層の受給期間の長期化
- ・医療費等にかかる費用負担意識の希薄さ

被保護世帯の状況(全国)

(生活保護速報(19年10月))
(世帯数)



【指定都市の提案】

生活保護制度の抜本改革を行うこと。

9 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

県費負担教職員制度に関する役割分担

義務教育に係る給与費負担は、所要額全額について安定的かつ確実な財源措置を確保した上で、税源移譲により措置

(現行の道府県・指定都市の役割分担)

財源措置

(あるべき役割分担)

道府県	給与費負担
	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編制の基準の設定 ・教職員定数の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定

指定都市	給与費負担
	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編制の基準の設定 ・教職員定数の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定

現状の問題点

・教職員の任命権は指定都市にあるものの、給与負担者でないという「ねじれ」が生じており、学級編制や教職員定数を主体的に決定することができない。

問題点の解決

・国及び道府県から必要な財源、権限の移譲を行うことにより、学級編制や教職員定数、教職員配置等に関する包括的な人事管理を行うことができるようになる。

学校の設置管理者である指定都市が、主体的に、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を市民に提供することが可能となる。

早期に移管の時期と全体像を明確にし、準備のための十分な移行期間を設けることが必要！

【指定都市の提案】

県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。
学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

